

令和元年度 前橋市立第六中学校 いじめ防止基本方針

(平成31年3月6日 一部改正)

前橋市立第六中学校では、いじめ防止対策推進法、群馬県いじめ防止基本方針、前橋市いじめ防止基本方針等を受けて、以下のいじめ防止基本方針を策定しました。

1 基本的な考え方

- (1) 生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- (4) 具体的な認識
 - ① いじめは、重大な人権侵害であるとともに、犯罪につながったり、犯罪自体になったりすることがある。
 - ② いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
 - ③ いじめは、いつでも、どこでも発生する、どの生徒も被害者・加害者になりうるという危機感を常にもつ。
 - ④ 生徒の小さなサインや微細な変化も見逃さない。
 - ⑤ いじめを絶対に許さない学校をつくる。
 - ⑥ いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
 - ⑦ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い継続的な指導を行う。
 - ⑧ いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、チーム学校として、学年・学校全体で組織対応をする。
 - ⑨ 生徒指導、教育相談等の指導力をつけるために、校内研修や自己研修に励む。
 - ⑩ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
 - ⑪ いじめを考える際、発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導に当たる。

2 取組

- (1) 未然防止
 - ① いつでも、どこでもいじめは発生するという危機感を常にもち、いじめ問題への状況、取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
 - ② 「わかる」授業、「楽しい」授業を行い、自己実現ができるようにする。
 - ③ 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。
 - ④ 道徳と特別活動の授業を充実して、いじめを許さない、いじめに負けない心情を育て、規範意識、所属感や自己有用感がもてる学級、学年集団をつくる。
 - ⑤ いじめ問題を自分のこととして捉え、いじめを許容せず、自ら改善できる学級、学年集団をつくる。
 - ⑥ 職員と生徒間の生活ノートや部活動ノート等で、心の交流を図り、生徒の心を受容的に理解する。
 - ⑦ 生徒会が主体となったいじめ防止のための取組を支援する。
 - ⑧ 人権尊重に基づく教育活動を展開し、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
 - ⑨ 生徒の学校生活での悩みやストレスの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
 - ⑩ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - ⑪ 学校通信や学校ホームページにより、教育活動について定期的に情報提供するとともに、地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 早期発見

- ① 生徒の声に耳を傾ける（毎月のアンケート調査、生活ノート、個別面談 等）。
- ② 生徒の行動を注視する（ネットパトロール、生徒の日常の様子を観察 等）。
- ③ 保護者と情報を共有する（連絡ノート、電話、家庭訪問、PTA の会議 等）。
- ④ 地域と日常的に連携する（地域行事への参加、関係機関との情報共有、ケース会議 等）。

(3) 早期解決

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、担任一学年一学校全体で組織的に対応する。
- ③ 学校全体で、対応方針と役割分担を明確にして対応する。
- ④ 違法行為には、必要に応じて、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑤ 不適切な書き込み等については直ちに削除のための措置をとる。
- ⑥ いじめが解消した後も、事後の経過観察を3ヶ月以上行い、被害生徒、加害生徒の保護者と継続的に連絡を取り合う。

(4) 重大事態対応

- ① 重大事態（自殺の企図、身体への傷害、精神性疾患の発症、金品・物品への被害、相当の期間の欠席）に対処し、今後の同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会や必要があれば警察と連携して、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査を行った結果について、当該調査に関わるいじめを受けた生徒とその保護者に対し、教育委員会及び必要があれば警察と連携して、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 教育委員会等に対し、重大事態が発生した旨の報告、再調査（含む 第三者委員会）とその結果（含む提言）を踏まえて措置を講ずる。
- ④ 全校生徒への心のケアをスーパーバイザー及びスクールカウンセラー等を中心に行う。

3 評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価をする。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、研修主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

(2) 役割

- ① 校長 学校いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）
- ② 教頭 いじめ防止推進体制の工夫・改善
- ③ 教務主任 いじめ防止のための教育課程の編成
- ④ 生徒指導主事(いじめ防止対策委員長) 計画の立案、実施、評価の中心、学年内のいじめ調査
- ⑤ 学年主任 各学年の計画の立案、実施、評価、各学年の教師の指導力の向上、各学年のいじめアンケート集計
- ⑥ 研修主任 いじめ防止のための実践力向上の研修の企画・実施
- ⑦ 教育相談主任 家庭・地域との連携、SCとの情報交換
- ⑧ 養護教諭 保健室来室者からの情報収集、カウンセリング
- ⑨ SC カウンセリング

(3) 開催日

防止対策委員会を9月に実施する。なお、毎週実施される生徒指導委員会（毎週水曜日4校時）、教育相談委員会（毎週火曜日4校時）でも、いじめ、及びいじめに類似する事案について報告し、対応を検討する。

いじめ防止等に関する年間計画

学期	月	行事・研修等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	人権	連携	
一学期	四月	入学式・始業式 生徒会がイベント 学習参観 家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「いじめ防止基本方針について」 ・道徳、特別活動の授業の充実 ・生徒会活動の充実 ・生徒指導委員会 ・教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめアンケート」聞き取り調査 ・教職員の正しい見取り ・職員間での情報交換 		学級懇談会	
	五月	家庭訪問 中間テスト 修学旅行	・生徒会いじめ防止啓発活動				
	六月	東京体験学習 林間学校 生徒総会 期末テスト					
	七月	市総体開会式・激励会 学校保健委員会 終業式・校内研修	・いじめ防止サミット参加		↓	一学期の振り返り	サポート会議
二学期	八月	リーダー研修 始業式				人権ポスター・作文募集	
	九月	職場体験学習 1, 2年二者面談 体育大会	・いじめ防止対策委員会				学警連
	十月	中間テスト 生徒総会 マラソン大会 学習発表会					
	十一月	三者面談 期末テスト				人権集中学習（授業実践）	
	十二月	ワイド相談 学校保健委員会 終業式 校内研修				人権集中学習（人権標語、人権作文） 二学期の振り返り	
三学期	一月	始業式 書き初め大会 スキー教室					
	二月	新入生説明会 期末テスト					サポート会議
	三月	3年生を送る会 卒業式 修了式		↓	↓		